

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のご案内

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給します。
※既に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給対象となった児童については、支給対象外となります。

支給対象者	申請方法など
町から令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給した人	申請は不要です。 対象となる人には、町から令和5年5月にお知らせをお送りしています。
以下の①②の両方に当てはまる人 ①令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母など(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。) ②令和5年度住民税(均等割)が非課税の人または令和5年1月以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人	申請が必要です。 申請方法については、町ホームページをご覧ください。保健福祉課子育て支援係までお問合せください。 ☎46-1402

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)については、町ホームページをご覧ください。保健福祉課子育て支援係までお問合せください。

- ▶ 支給額 児童1人当たり 5万円
- ▶ 申請期限 令和6年2月29日(木)
- ☎ こども家庭庁コールセンター ☎0120-400-903
- 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

児童手当の届出内容に変更があった場合は 手続きが必要です

変更の手続きが必要な人

- 児童手当を受給している人で、次の事項に該当するときは、届け出が必要になります。
- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
 - ・受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
 - ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
 - ・受給者の加入する年金が変わったとき など

現況届の提出が原則不要になりました

制度改正により令和4年度から、現況届の提出が原則不要になりました。
ただし、ご家庭の事情などにより養育状況の確認が必要な人は、現況届の提出が必要になります。対象となる人には、現況届をお送りしますので、期限までに提出してください。
※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

☎ 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402



新型コロナウイルス感染症の影響により、献血者が少なくなっています。宮城県赤十字血液センターの献血車が来町しますので、ご協力をお願いします。新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によってはお待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってご来場ください。

- 日時 6月16日(金) 午前10時～正午 午後1時～4時30分
- 場所 役場1階マチドマ

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

男女とも
400ml献血のみの
受付となります。



毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～6月11日は「危険箇所を確認する日」です～

土砂災害防止月間および危険物安全週間にあたり、危険箇所および危険物の保管状況の確認を実施しましょう。

周辺の土砂災害危険箇所や危険物の保管状況を確認する習慣を心がけましょう。

毎年各地で土石流・地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。東日本大震災によって、地下の深いところまで地盤が緩んでいます。これから梅雨や台風などで、土砂災害が多発する時期に入りますので、近くの危険箇所を確認したり、自宅、職場およびよく行く場所が「土砂災害危険箇所」に該当していないか防災マップを活用して、家族、職場で話し合いの場を持ちましょう。また、身近にある危険物についても保管場所や保管状況について確認する習慣をつけましょう。



町の情報伝達について

町では、土砂災害警戒情報その他の防災気象情報などに基づき、避難に関する情報を発令することとしています。皆様への情報提供は、防災行政無線、緊急速報メール、登録制防災メールなどを活用して、迅速にお知らせします。

避難する時の注意事項

災害時は、町の指定避難所・指定緊急避難場所および安全な親戚、知人宅などに避難して下さい。町の指定避難所・指定緊急避難場所への避難が困難な時は、緊急の策として、近くの丈夫な建物の2階以上に避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(がけから離れた部屋)に避難しましょう。

土砂災害から身を守る3つのポイント

- 住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」に該当していないか防災マップを活用して確認しましょう。
 - 雨が降り出したら土砂災害に関する情報(特に大雨警報(土砂災害)および土砂災害警戒情報)に注意しましょう。
 - 大雨警報(土砂災害)が発表されたら「土砂災害警戒区域」などにお住まいの高齢者、お身体の不自由な人は、早めに避難しましょう。
- ※指定避難所や指定緊急避難場所に行くだけではなく、自宅の1階から2階への移動または崖から離れた部屋に移動するのも「避難」です。



☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

町の事務事業についての「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業についての「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、すべての人が対象となります。

相談できる内容

町の事務事業についての、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電話	46-1381(直通)	郵送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 行政管理課 行政管理係 宛
電子メール	gyoukan@town.mina misanriku.miyagi.jp	面談	事前に希望する日時などをお伝えください。
FAX	46-5348	ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

相談を行ったことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取扱いをされることはありません。なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承願います。